

行政調査新聞社
 〒350-1103 埼玉県川越市霞ヶ関東三丁目八番地十三
 TEL 049(237)5431 FAX 049(237)5432
 http://www.gyouseinews.com/
 東和銀行霞ヶ関支店 普通口座 3009607
 ギョウセイチョウサンブシヤ(行政調査新聞社)
 社主 松本州弘
 毎月一回 22日発行
 一般購読費.....1ヶ月 1万2千円
 賛助購読費.....1ヶ月 3万円
 賛助会員購読費.....1ヶ月 6万円
 特別購読費.....1ヶ月 12万円

行政調査新聞

平成22年(2010年)

2月号

行政調査新聞は、地域住民の権利を擁護し、行政と公共機関の横暴に対して断固たるメスを振るう新聞です。

川越市・蝕まれゆく「市街化調整区域」 「悪徳業者」にヒントを与えたくない。記事にしないほしい

高橋土建営業所問題で明らかにした「条例の盲点」を突く 約9億円の「錬金術師」神田寿雄市議の脱法資産運用！

昨年11月号にてお伝えした川越市の建設業者・(株)高橋土建の新事務所建設で浮上した違法建築疑惑……。本紙はこの問題を詳述することにより紙面にて、悪質業者の違法建築を40年も見過ごしてきた川越市に対し、同社新事務所の取り壊し命令や市民に対する文書による謝罪を求めた。平成22年の初春、川越市は

高橋土建・事務所違法建築疑惑 いま一度川越市に問われるべき2つの怠慢

高橋土建の自社事務所をめぐる違法建築問題。一昨年3月、同社は社内敷地(当初は農地)の旧事務所を解体し新事務所を建設した。だが昭和43年以前に建てられた旧事務所には、農地法違反疑惑をはじめ建築基準法・都市計画法違反疑惑が明らかになった。おそらく同社創業時(昭和42年)に建設されたと思われる旧事務所は40年間、一度も合法的存在ではなかった疑いが浮上したのである。

同時にこの間、川越市公共工事指名業者でもある同社の旧事務所に関し、建築確認の書類審査、および建築確認後の確認検査を怠るなど、ずさんとしか言いようのない対応を繰り返してきた川越市側の責任も浮き彫りになった。建設から解体に至るまでの同社旧事務所の疑惑に満ちた歴史は既報記事を参照していただくとして、年も改まった現在、本紙は違法建築物を「救済する」という意図で一昨年同社に対し新事務所の建設を許可した川越市の対応と責任を、いま一度厳しく追及しなければならぬ。

高橋土建違法事務所問題に對しどのような姿勢を固めたのか。「相も変わらぬいい加減な姿勢」で、この問題の風化をじっと待つだけなのだろうか。本紙のインタビューに對し市が打ち明けたのは、「川越市開発許可等の基準に関する条例」(以下「市条例」)が事実上踏みにじられている現実だった……。

「開発申請に許可を与えないわけにいかなかった」(川越市) 「プロなら知っている!?」川越市条例第7条第3号の「盲点」 「悪用されるといけないので、書かないほしい……」

「高橋土建は、我々川越市が確実に開発許可を下ろす、下ろさざるを得ないことを知っていた。むこうもプロだからね……」

「高橋土建に対し、現事務所(一昨年新築)の強制的な取り壊し命令を出す意志はあるのか、という本紙の問いに對し、市開発指導課職員は「取り壊し命令は考えていない」としたうえで、こう嘆息混じることはできなかったはずだ。このとき同社の代表者が川越市議会議員(当時)高橋初男氏であったことから、同氏による市に対する何らかの働きかけがあったのでは、との疑惑も生じている。

市計画法に基づく開発許可等の申請を提出したわけである。問題は川越市がこの申請に許可を与えたことだ。市によれば審査の際、過去に撮影した航空写真を用いて「実際にた航空写真を用いて「実際に20年前(昭和52年)から存在した建物かどうか」を判断し、確かに存在が確認できたので許可した、という。市が確認したのは旧事務所の「物理的存在」のみ。「法的存在」の確認はまったくしていなかったのだ。くだんの建物が合法建築物だったのかどうかについては、都市計画法開発許可申請者の添付書類をチェックしさえすれば明らかに違法が確認できたにもかかわらず、市はこの書類確認を怠った……。そうとしか言いようのない、ずさんな形で同社に開発許可を与えたのである。

「我々としても、高橋土建の開発許可申請を却下することはできなかった。なぜなら『市条例』に完全に合致しているからだ。そして実を言えばこの市条例こそ、いま我々が頭を痛めて改正しようと考えているものなのだ」

もう一度、市条例第7条第3号審査基準を見てみよう。高橋土建の旧事務所に適用される記述は、「現に存する建築物が建築後二十年を経過している場合」「現に存する建築物と用途が同一の建築物」だけである。違法建築に對する言及はどこにもないのである。市条例のベースとなっている市条例(埼玉県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例)第7条第4号も同様。ここにも合法・違法の区別はない。

ところで本紙は昨年、市開発指導課が「市条例は県条例をベースにしたものであり、高橋土建の申請に對し、市はあくまで『救済措置』として許可した」という証言と、あわせて埼玉県側の「県条例は『違法建築を認める(救済する)』ための条例ではない。もし川越市がそう述べているとしたら、明白に誤りだ」とのコメントを並列して紹介した。同社旧事務所に對する法的確認を怠ったことに対する、苦し紛れの言い訳ではないのかと報じた。

「そう受け取られるのは仕方がない。我々も県条例を参考に市条例を作成する際、なぜ違法建築物を例外とする記述がないのか、その理由を考慮せざるを得なかったのは事実だ。考えられる一番の理由は『あえて省いている』……つまり建築物に對し厳密に定義づけせず『解釈の余地』を残している、ということだった。この場合の解釈の余地とはつまり『救済措置』だ。不動産業者の介在で善意の第三者が半ば不可抗力的に違法建築物を所有してしまうことはままある。県条例にはそうした事例を救済するための、解釈の余地が残されていると判断し、これをもとに市条例を作成したというのが我々の立場だ」

条例の作成に携わる行政の

プロの感覚として、合法性にあえて言及していない条文はたいていの場合、厳密すぎる規定を避ける目的を暗に有しているという。しかしそれが高橋土建のケースと、どう関係があるのだろうか。

「むろん高橋土建のケースは『善意の第三者のケース』とはまったく異なる。同社の旧事務所が農地法違反にはじまり、建築基準法・都市計画法にも違反していた可能性があることは我々も認識している。しかしながら、すでに作成し公布した市条例には、現実問題として建築物の違法性を問うていないのが事実だ。したがって現在の条例のもと、高橋土建が開発を申請してき

たならば、市としてはこれを許可しなければならない。高橋土建に対してのみ『貴社の旧建築物に違反が見られたので許可できない』とは言えない。言ったら大変なことになる。条例運用に際し市が恣意的に付加作業を行い、申請者を差別していることになってしまふからだ」

さらに同課職員はこう付け加えた。

「逆に言えば、高橋土建は最初からわかっていた。彼らの開発申請を我々が拒否できないことを、ね。彼らもプロだ。条例をよく読み、『勝算が十分にある』からこそ申請してきたのだ。つまり市条例第7条第3号審査基準の盲点……」

市街化調整区域を守るシステムの、いわばセキュリティホールを突いてきた、という言い方もできるかと思う。だからこれは我々の希望なのだが、このことは記事にしないでほしい。条例の盲点を、わざわざ業者に教えられたくないからだ」

むろん本紙が市のインタビューを掲載するのは、建設業者の悪用に供するためではない。だが高橋土建の違法建築問題をいったん報じた以上、問題の根源だけを覆い隠すわけにはいかない。むしろ「条例の盲点」を明確にすることにより、市側に対し早急な是正を求めるのが本紙の立場である。

あの「悪徳市議」がまたやった！えげつない「資産運用」有名無実化する市街化調整区域に建てられた「錬金術師」神田寿雄市議の「脱法仕様？賃貸住宅」

ならば、市は高橋土建の違法建築事務所問題をこのままで済ませるのか。今後、類似のケースが現れた場合、やはり市は「違法建築であること」を知りつつ申請されるままに開発許可を与えるのか。

「今後このようなことがないよう対応していかなければならないと我々も考えている。そのため市条例の大幅な見直しを検討している。もちろん『第7条第3号』も重要な見直し対象だ。しかし本当のことを言うと、それ以上に大き

な問題を抱えているのが『第5条』だ」

市条例第5条……市街化調整区域における建築物の用途を定める短い条文である。「市街化調整区域」とは都市計画法第34条によって定められた、市街化を抑制すべき区域をさし、開発行為および都市施設の整備が原則的に抑制される。簡単に言えば、市街化調整区域では原則として新たに建築物を建てる、あるいは増築することができない。ただし例外として「農林漁業

の用に供する建築物及び農林漁業従事者の住宅」や「公益上必要な建築物の建築」(老人施設や保育所などの福祉施設)は建築が認められている。ところが実際には、各地方自治体によって建設可能な建築物の種類は変わる。川越市の「市条例第5条」の内容を簡単に説明すれば、同市では住宅(一戸建て住宅)や事務所兼住宅、共同住宅(かこみを参照)、寄宿舎、下宿であれば、市街化調整区域に建築することができる。

の用に供する建築物及び農林漁業従事者の住宅」や「公益上必要な建築物の建築」(老人施設や保育所などの福祉施設)は建築が認められている。ところが実際には、各地方自治体によって建設可能な建築物の種類は変わる。川越市の「市条例第5条」の内容を簡単に説明すれば、同市では住宅(一戸建て住宅)や事務所兼住宅、共同住宅(かこみを参照)、寄宿舎、下宿であれば、市街化調整区域に建築することができる。

とここで、写真をご覧いただきたい。

これは昨年、川越市大字笠幡の市街化調整区域に建設された、ある建築物だ。誰がどこから見ても一般的に「アパート」と呼ばれる集合住宅であり、実際に集合住宅としてすでに入居者が生活している。

だが注意深く見ると、いわゆるアパートとは微妙に造りが違っている。白い車が停まっている玄関先の写真に注目していただきたい。廊下や階段など、一般的なアパートにある共有部分が存在しないまま、各戸が連続して建てられている。玄関は全部で4つだが、階段は外からは見えない。ドアをあければ、そのまま建物の外に出られる構造だ。これは「アパートは不可」とする川越市の市街化調整区域に、実質的に賃貸アパート



川越市大字笠幡の市街化調整区域に建設されたアパート。所有者は神田寿雄川越市議だ

を建設するために設計された特殊な「長屋作り」の建築物。ある大手住宅建設業者が、特に川越市の市街化調整区域のために設計した「脱法仕様」と呼ぶべきアパート、と言われている。

この「長屋」と称する脱法仕様アパートの所有者は、現職の川越市議である神田寿雄氏だ。神田市議といえば直ちに思い出されるのが、本紙がかつて詳細にお伝えした「県住川越笠幡団地をめぐる約9億円の錬金術」。神田市議がかつて川越市の幹部職員だった当時(昭和63年前後)、助役の村上貞夫氏と共謀し偽の県住計画を立案。不動産業者「郷土開発」前社長の細谷金作氏(平成18年に詐欺容疑で逮捕)や市役所内部の同僚らをサポートとして、自己が所有していた二東三文の山林を、約9億円でまで値を上げ埼玉県に買い取らせた疑惑の主こそが、まさに神田寿雄氏である。

神田市議の反市民的行為はこれだけではない。彼はかつて川越市が運営する第三セクター、川越都市開発(株)の専務取締役時代、早くも就任初年にして交際費341万円を使

い込み、ゴルフやスナック遊びにふけるという悪事に身を染めていたことも判明。この問題は平成13年12月の川越市議会でも取り上げられ、神田氏就任時期の交際費が、他の年度と比べて段違いな高額に達していたことが暴露されたこともある。とにかく「カネに関する疑惑」の絶えない、川越一の悪徳市議と呼ぶべき人物だ。

その神田市議が所有しているのが、市街化調整区域に建てられたこの脱法仕様賃貸アパートだ。もちろんこの賃貸アパート、川越市条例からすれば「違反建築物」ではない。川越市の現在の市条例では「アパートは不可でも長屋はOK」とされるからであり、現に本紙の取材に対しても、市は「長屋は建てられる」と回答している。

なお「長屋」とは、建築基準法においても特に定義されないまま一般的に使用されている言葉である。

江戸のような近代社会ならともかく、現代において「長屋を造る」と開発登録簿に記入するのは、それだけで十分に「法の網の目」を意識していると考えられる。神田市議

市条例の抜本的改正は急務！中核市の街づくりが無秩序であってはならない

高橋土建による事務所違反建築問題から明るみになった

はなぜ開発登録簿の用途欄に「アパートではなく、あえて「長屋建」と記したのか。言葉のすり替えだけで違反が違反でなくなることを、十分に熟知していたからに他ならない。

だが、都市計画法の根本からいえば、長屋であろうと集合住宅であろうと本来はダメ。先に述べたとおり「農林漁業の用に供する建築物及び農林漁業従事者の住宅」か「公益上必要な建築物の建築」以外は、原則不可である。事実、全国各地自治体の多くが市街化調整区域における建築物の用途に「共同建て及び長屋建てでないこと」を明記している。だが川越市の条例にはこの記述がない。

市が本紙に述べた「市条例第5条の問題点」とはすなわち、現状の条例では市街化調整区域が有名無実化しつつある、ということなのだ。

法や条例の目をかいくぐって資産運用に精を出すなど、市民から選ばれた現職市議がやることでは決してない。法文に盲点があれば、あるいは盲点を悪用する悪質業者がいれば、議会を通じて市側に注意を喚起するのが、市議会議員本来の役割だ。

通り市側は「この問題を記事にしてほしくない」と述べたが、

高橋土建の違反建築を罰する法的手段もなければ、まして現職市議が条例の盲点を悪用しているのである。臭いものに蓋をしたまま、市の「善処します」を無邪気に信じるわけにもいかないのが現実だ。

高橋土建問題については川合市長も「このままにしてはおけない」との意を表明したとも聞く。本紙が過去記事で指摘した、同市都市計画課の担当職員らが犯した職務怠慢

と越権行為も問題とされるべきだ。だが市役所というシステムを機能させる法律・条文に不備があれば、機能不全に陥るのは自明である。市長が掲げる「改革・公正・公開」の「改革」の光が、「開発許可等の基準に関する条例」に強く照射されなければならぬ。

何と言っても川越市は中核市。条例の作成に関しては県と同等の権限を持っている。県条例をベースにしなければ、

条例が作成できないのだろうか。市に問うと、「現在、市条例第5条、そして高橋土建問題で指摘のあった第7条をふくめ、条例全体の大幅な見直しを図っている。ふたたび県の条例をベースとするのかと問われれば、現状ではまだ決まっていない、としか回答できない。アルゴリズム、大枠さえ決まっていない状態というのが正直なところだ」

では、新条例の作成にどれ

ほどの時間を要するのか。今年中には完了するのだろうか。市は「それもいま責任をもって回答することができない。以前、条文に一語を付け加えるだけでも約3ヶ月を要したことがある。他の法律・条例等との整合性を取りながら作業を進めなければならず、一朝一夕に可能なわけではない」と述べた上で、こう付け加えた。

「だが我々は問題点（盲点と

なっている部分）を十分に認識している。我々も行政のプラ口として、違反業者が悪用できないようにする、また（高橋土建のケースのように）悪用をチェックする機能をしつかり持たせた、実効性のある条例を作成するつもりだ」

新条例が機能するまでは、現状の市条例が内包する盲点はそのまま残されることとなる。開発許可提出による過去の違法建築隠蔽（高橋土建の

ケース）、市街化調整区域に建てられない建築物を「言葉の言い換え」ひとつで可能にし、調整区域を有名無実化・街づくりを無秩序にする反市民的な利益追求行為（神田寿雄川越市議のケース）……。本紙は今後、こうした「法の盲点」を突くあらゆる反社会的な試みを徹底的に追及する。市が「記事にしないでほしい」と述べた内容を、あえて本紙が読者諸氏に

お知らせした以上、それは本紙の責任でもあるからだ。

神田市議についても本紙は引き続き鋭意注視する。本紙はこれまで同市議の反社会的行為を再三問題にしてきた。だが市議らの間に自浄作用はいつこうに働かない。神田寿雄という人物が市議会議員を務めていられること自体が、中核市・川越市の民度を如実に反映しているのだ。市議諸氏よ、恥を知れ。■

東松山市・日本ヘルス官製談合事件 住民監査請求を監査委員が棄却の「謎」！ 供述調書に克明に記された「談合の一部始終」 市が監査委員に圧力？ 市長が落札金額を指示？

平成18年3月14日に行われた埼玉東松山市発注の水道事業（市野川浄化センター維持管理業務）をめぐる、平成20年8月には競売入札妨害罪で市職員らが起訴、昨年2月には有罪判決が確定した談合事件に関する供述調書を本紙が入手した。

この事件については有罪判決後の昨年3月、同市の市民団体「東松山市民オンブズマンネットワーク」が、競売入札妨害により市が被った被害として、落札業者と元市職員に対し計約4448万円の損害賠償を請求する住民監査請求を提出、東松山市監査委員

がこれを受理した。

しかし監査委員は「談合の存在を確認できない」「損害が発生したと判断できない」と結論しオンブズマン側の住民監査請求を棄却。この棄却をめぐる監査委員の調査結果、また監査委員そのものに対する強い疑念が生じている。

本紙は入手した供述調書と同市への取材により監査委員の調査のずさんさを浮き彫りにするとともに、表面的な公正さの建前の裏側をあぶりだす。

そこには、この談合事件そのものの本質が隠されているのだ……。

この談合事件で逮捕された同市みどり公園課副主幹や日本ヘルス工業(株)社員らに対する判決（平20・8）で、さいたま地裁・若園敦雄裁判長は「入札制度の根幹を揺るがす不正な行為で悪質。市に余計な出費をさせ、結局は市民に負担させた」と、高荷、篠崎両被告に懲役10月、矢沢被告に同8月（それぞれ執行猶予3年）の有罪判決を言い渡した。また判決理由で若園裁判長は、事件の背景には業務

「司法が『談合』を明確にすれば 他業者に対し措置（同市）」

の指名競争入札に応じた業者間で談合して入札額を調整するシステムが成立していたと指摘。「日本ヘルス工業が実質的に無競争で業務を最低額で受注できることを当然の前提としていた」と、その犯罪性を明確に述べている。

東松山市民オンブズマンネットワークが監査請求を提出したのは、この判決の翌年（平21）3月21日。これに先立つ同年1月に行われた再入札額（1億4160万円）と

談合事件時の落札額との差額7020万円が市の損失に当たると指摘。元市職員と落札業者に損害賠償を請求する義務をもつ坂本祐之輔東松山市長が請求を怠っていることを違法としたものだ。

すでに市職員らが起訴された司法の場で有罪判決を受けたこの談合事件。だがなぜ、市監査委員はオンブズマン側の監査請求を棄却したのか。そして日本ヘルス工業を談合の「チャンピオン」にした、他の入札参加業者に対して、東松山市はどのような措置を講

供述調書すら見ない監査委員の「調査手法」 参考にしたのは新聞記事と市職員の話だけ！

先に述べたとおり、オンブズマン側の監査請求を市監査委員は棄却。その理由として「談合の存在が確認できない」「損害が発生したとは判断できない」の2点を挙げている。

だが「談合の存在が確認できない」というのは本当だろうか。この事件に関わった複数の容疑者らによる供述調書に眼を通すと、談合の存在と損害の発生は歴然とするのだ。

たえば日本ヘルス社員矢澤弘也容疑者（当時）の供述調書には、他の応札業者に対し自社の入札金額の10%を上乗せした金額を設定したうえで、各業者に電話でその設定

「だが同課は、財政契約課にはこの件に関する独自の調査力もなく権限もないため、監査委員の聴聞に対しても新聞報道をベースにした判断を回答している。司法が判決で談合と認定してくれば（他業者に対しても）措置をとるつもりだ」と述べた。

「だが同課は、財政契約課にはこの件に関する独自の調査力もなく権限もないため、監査委員の聴聞に対しても新聞報道をベースにした判断を回答している。司法が判決で談合と認定してくれば（他業者に対しても）措置をとるつもりだ」と述べた。

「だが同課は、財政契約課にはこの件に関する独自の調査力もなく権限もないため、監査委員の聴聞に対しても新聞報道をベースにした判断を回答している。司法が判決で談合と認定してくれば（他業者に対しても）措置をとるつもりだ」と述べた。

「だが同課は、財政契約課にはこの件に関する独自の調査力もなく権限もないため、監査委員の聴聞に対しても新聞報道をベースにした判断を回答している。司法が判決で談合と認定してくれば（他業者に対しても）措置をとるつもりだ」と述べた。

東松山市民オンブズマンネットワーク」の監査請求に対する、同市監査委員の棄却理由を検証すると……

棄却理由① 談合の存在を確認できない。談合の計画、相談、実行が明記されており、具体的な談合を証明している。

棄却理由② 損害が発生したと判断できない。日本ヘルスの利益を最大に計算したことが述べられており、高額の利益が出ている。

金額での入札を依頼した事実が明記されている。日本ヘルスの談合依頼を受けた各業者の担当者の氏名までもがはっきり記載されているのだ。また入札当日にも「事前の談合のとおり金額で入札をよろしくお願います」という意味で、よろしくお願いますと頭を下げて挨拶をし、入札の時間まで待ちました」と、談合が行われた様子が生々しく記されている。

言うまでもなく入札結果はむろん談合のとおり、同社が落札。「談合の話も出た、あるいはそういうシステムがあった」というレベルではない。談合は入念に計画され、応札業者間の了解により確実に履行された。これが厳

然たる事実である。「損害が発生したと判断できない」という結論も話にならない。同人の供述は売上利益や利益率を計算し、具体的な利益を3100万円以上と述べており「高額な利益が出たこと間違いありません」と明言。

供述調書の赤裸々な「犯行記録」と監査委員の結論（監査請求棄却理由）とは、あまりに大きな開きがあることは明らかであろう。

監査委員が実際にしたのは、新聞記事や職員からの事情聴取を参考にしただけの判断。供述調書をはじめ判決に関する資料を調査したとは到底思えない。

に依頼し供述調書を閲覧するべきであった。監査委員そのものは公平な立場であるため、監査委員から市の顧問弁護士あるいは知人の弁護士などに供述調書の入手を依頼することはできない。したがって市執行部が顧問弁護士に相談し、供述調書を見たとうえでその内容を監査委員に報告するべきだったのだ。

坂本市長に重大な監督責任が問われなければならない。何しろ日本ヘルスは「東松山市以外でも談合をしてきた」とも供述しているのだ。

こうした重要証言を見もしない東松山市こそは、まさに談合の温床を醸成してきたのである。

「ひたすら誤魔化そうとしてくる…」市執行部の圧力？ 監査委員3名退職 またしても総務課・金子部長の関与か？

「監査委員」とは、簡単に言えば市の財務事業のチェック機関であり、地方自治法に基づいて設置される。監査委員は複数いるものの各委員の独立性は確保するため、報酬手当として民間人に対し7万円、議員の場合は月5万円。その他に交通費が2800円支給されるこの監査委員とは、当然ながら市執行部とは独立した機関であり、監査委員のチェック行為に対し市は協力しなければならない。

だがそうした大前提は、東松山市においては有名無実と化しているようだ。先述の通り東松山市は顧問弁護士を通じて供述調書の入手・閲覧を怠っている。これでは監査委員としては、新聞報道と市職員への事情聴取以外に判断材料を持ち得ないのも確かだ。

それだけではない。オンブズマン側によれば、彼らが監査請求を提出してから、監査委員が3名も退職しているのだ。この退職の背景は監査委員間で「監査請求どおりにす

る」意見と、真相を誤魔化せうとする意見とが拮抗した結果だ、というのだ。

「市総務課職員を人事課経由で監査委員にまわし、書類等を作成させ、それが終わると総務課に戻した」という事実があります。総務課の金子部長が関与した疑いがあります……」（オンブズマン関係者金子守総務部長……。東松山駅東口周辺開発事業をめぐる「ギャラリー東松山」跡地処理問題、市と特定市民との土地境界紛争など、東松山市のダークサイドでこれまで何

度も取り沙汰された悪名高い上級職員、と噂されている。またオンブズマンが提出した監査請求の書類を受理した監査委員らも、事実上行ったのは、市執行部に対する聞き取り調査のみ。つまり監査委員は独自の調査を行わず、市執行部が述べた話の内容をまとめ、監査委員の名義で提出していたことになるのだ。これでは「監査」の意味はまったくない。

委員報酬だけを受け取る税金泥棒、と非難されても仕方あるまい。

坂本市長が落札金額を指示した？ あるいは市長支援業者を守るための煙幕？ 日本ヘルス談合事件の裏側にある坂本市長の関与

市執行部の圧力とも思える、こうした市側と監査委員との関係の裏に何があるのか。市は何を必死に誤魔化そうとしているのか。本紙が得た東松山市内での情報を2つ紹介しよう。

問題の談合事件をめぐり、まずは市長が直接関与している、という情報だ。実は日本ヘルスと坂本市長との間で「入札金額があらかじめ決められていた」という。市長は金額（約2億2千万円）を部下に指示し、助役↓部長↓課長↓係長を経由し日本ヘルス側に確認させたというのだ。これが事実なら、逮捕された市職員は、市長や助役を守る

（有）戸口工業）らが100%近い高落札率を示していることを取り上げたため、市長は自ら関与していない案件をあえて内部告発させ、表に出すことで他の「怪しい案件」を煙に巻いたのではない、かという。

どちらの情報に真実が存するか。あるいは別の、想像さえしない真相が隠されているのか。「どんな痛みが伴おうとも膿はすべて出し尽くします」（一昨年4月25日記者会見での市長の言葉）が白々しく響く。「膿はご自分でしよう」と、思わず言いたくなるのは本紙だけか。

坂本市政には今後も類似のケースが発覚することを本紙は予言しておく。事実、本紙は東松山市に関する、ある重大な疑惑を調査している。

東松山市の現在の監査委員は坂本俊夫議員……。東松山駅東口周辺開発事業で、頓挫したB街区を舞台に「東松山市にシティホテルを建てさせ、市長に花を持たせたい」と奔走、川越市の岩堀建設工業㈱に筋違いな相談を持ちかけ失笑を買った人物である。平凡と業者に癒着を試み「市長に恩を売ってB街区利権を狙う」こんな市議に、適切な監査がつとまるのか。「めっちゃくちゃ」と言っても過言ではない東松山市政。

正常に戻す力は、市民一人一人に委ねられている。■

190万人の読者が見ています！
ビッグニュースが盛り沢山
「インターネット行政調査新聞」
http://www.gyouseinews.com/

行政調査新聞では市民の皆様からの投書、投稿を募集しています。郷土・埼玉への建設的ご意見をお待ちしております

〒350-1103 埼玉県川越市霞ヶ関東 3-8-13
行政調査新聞社
TEL 049 (237) 5431 FAX 049 (237) 5432